

国保資格証明書発行について

水 落 孝 子

〔質疑〕貧困と社会的格差のひろがりの中で、国保資格証明書の発行は、命の格差を生み出している。

そこで、

- ①国保資格証明書の発行の目的と対象世帯の推移。
- ②国保資格証明書世帯の受診の状況。
- ③国保法第1条に社会保障制度と規定されていることと

保険証とり上げの実態に乖離があるのではないか。

- ④国民皆保険制度として発足した国保制度の形骸化にならないか。

- ⑤「特別の事情」に病気の場合、障がい者・乳幼児をかかえる世帯は入っているか。
- ⑥国保資格証明書発行と憲法第25条の関係についての見解

を尋ねる。

〔答弁〕①国保資格証明書の発行の目的は、滞納世帯主と接觸する機会の確保で、納付相談・指導にあり、資格証明書交付の推移は平成14年度・35世帯、平成15年度・34世帯、平成16年度・32世帯、平成17年度・29世帯、18年度・26世帯、本年6月末で20世帯である。

②市で把握できた件数は、平成16年度・3件、平成17年度・1件、平成18年度・1件である。

③指摘のとおりであるが、一

とになると思われる。

④国民皆保険制度の基本的な考え方は、保険に加入することができるという権利付与であり、納付の義務を果たさない人がいれば、形骸化することになると思われる。

⑤国保資格証明書交付の際は、交付予定者に対し、弁明書を送付し、弁明の機会を付与している。病気理由は、当然有

するものと考へる。

⑥国民は、健康で文化的な最

低限度の生活を営む権利が保

障されており、仮に納税した

くてもできないような状況下

にある方がおられるときれい

にあります。

国保制度以外での救済策が講じられているので、指摘があつた憲法第25条は保障されてい

るものと考へる。

方、同条前段には、国保事業の健全な運営の確保も言及しておらず、健全な運営の確保なくして社会保障・国民保健の向上はありえないと考える。

なお、障害者・老人医療受給者・乳幼児医療受給者は、国保法施行令により資格証明書の交付対象外である。

力な判断事由になると思われる。

独居老人等の財産保全、金銭管理を代行する後見支援制度について

佐久間 儀 郎

〔質疑〕独居老人・認知症の高齢者、知的・精神障がい者等は体の健康のほかに、財産保全などについて不安があり、身寄りのない方々に対し行政として支援が必要であると思う。

〔その他の質問〕

仙台市社会福祉協議会では「成年後見総合センター」を開設、大阪市では、社会福祉

協議会が65歳以上を対象に表記のサービスを有料で提供している。

- ①本市の支援状況について
2、「成年後見人制度」手続きについて伺いたい。

〔答弁〕本市においても白石市社会福祉協議会、日常生活自立支援『まもりーぶ』事業を実施している。

この事業は、少子高齢化の急速な進展、家庭機能の変化、また、施設から地域重視への移行に伴い、判断能力が十分でない人の権利を擁護するために事業化されたものである。

利用料金については、月額7百円で、生活支援員が訪問した際には30分単位で5百円かかることになるが、生活保護世帯及び市民税非課税世帯は免除されている。

白石市では高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の自立と福祉の増進のため、成年後見制度利用支援事業を

援員が定期的に訪問し、悩み事の相談に応じたり、あるいは日常的な金銭管理等を行うなど、暮らしにおけるサポートを行っているところである。

平成19年4月1日から行っている。

高齢者については、生活全般として虐待の相談も含め、地域包括支援センターで相談に応じている。

また、知的障害者及び精神

障害者については、福祉事務所で相談に応じ、関係部署との調整を行っているところである。

在宅の認知症高齢者、知的障害、精神障害の方が自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、生活支

持政として支援が必要であると思ふ。

白石市では高齢者、知的障

害者及び精神障害者の生活の自立と福祉の増進のため、成年後見制度利用支援事業を

